

給付奨学金適格認定（学業成績・学修意欲）基準

区分	適格認定（学業成績・学修意欲）基準
廃止	次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由がない場合 1 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合 2 前年度までの修得単位数の合計数が標準修得単位数※1の5割以下の場合 3 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合 4 「警告」を受け、それを連続で受けた場合
警告	次の1～3のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由がない場合 1 前年度までの修得単位数の合計数が標準修得単位数※1の6割以下の場合 2 GPAが学部等※2における下位4分の1の場合（次のア、イに該当する者を除く） ア 学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合 イ 社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3 出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

上記による適格認定の学業成績などの基準に該当する以外の場合にも、次のいずれかに該当するときは廃止とし、返還を求める。

1 偽りその他不正の手段により支給を受けた場合
2 大学等から退学・停学（無期限又は3か月以上の場合に限ります。）の懲戒処分を受けた場合
3 学業成績が著しく不良（前年度までの修得単位数の合計数が標準修得単位数の1割以下や出席率が1割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合）であり、災害、傷病、その他やむを得ない事由がない場合

※1 標準修得単位数は、次の算式により算定（端数が生じた場合には切り上げる）する。

$$\text{標準修得単位数} = \frac{\text{必要卒業単位数}}{\text{修業年限}} \times \text{対象者の在学年数} \times 1$$

※1 対象者の在学期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する。休学期間が1年未満である場合には、その月数を12で除した数を控除する。

※2 「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものをいう。